

## 鳥取市再エネ・省エネ設備導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市再エネ・省エネ設備導入補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者による高効率な省エネルギー設備への更新及び再生可能エネルギー発電による自家消費を促し、エネルギーコストやCO<sub>2</sub>の削減を図ることを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する会社又は個人事業主をいう。ただし、日本標準産業分類（中分類）による農業、林業、漁業又は水産養殖業に属する事業を主たる事業として営む者を除く。
- (2) 市税等 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料及び下水道受益者負担金をいう。
- (3) 再エネ設備 再生可能エネルギーを利用した発電を行う設備及び再生可能エネルギーにより発電された電力の蓄電設備をいう。
- (4) 省エネ設備 中小企業者が事業で使用している既存の設備と比して省エネルギーかつ高効率である事業用設備をいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 本市に事業所を有すること。
- (2) 本市で1年以上事業を行っており事業継続の意思があること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としないものとする。

- (1) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第1号に規定する暴力団と密接に関係を有する者が、事業及び本補助金の申請に関わっている者
- (2) 事業の実施により関係法令に抵触する者
- (3) 本補助金の交付を受けている者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

### (補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1第1欄に掲げる事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の導入等を行う部分に居住用途（共用部など区分が明確でない場合を含む。）に使用する部分を含まないこと。
- (2) 補助対象設備の導入等の方法が割賦契約、リース契約及び PPA（第三者所有モデル）によるものでないこと。
- (3) 補助対象設備について本補助金以外の補助金等の交付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。

#### （補助対象経費）

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除いた額）とする。

- 2 補助対象経費は、交付決定の日以後に契約又は発注（以下「着手」という。）したものに限る。ただし、交付申請書を受け付けた日から交付決定の前日までの間に着手された事業に要する経費については、規則第4条の申請の際において事前着手届（様式第1号）を市長に届け出た場合は、補助対象経費とすることができる。

#### （補助対象設備）

第7条 補助対象設備は、市内の事業所に設置する別表第3に掲げる設備であって、未使用品に限る。

- 2 別表第3第1欄第1号に掲げる設備は、再生可能エネルギーによる発電又は蓄電した電力を全量自家消費に使用するものに限る。
- 3 別表第3第1欄第2号に掲げる設備を導入する場合は、事業所に設置している既存設備を更新する場合であって、かつ、更新前と比較してエネルギー使用量の削減効果が5%以上見込まれることが設備メーカー又は納入業者等により証明されるものに限る。

#### （補助金の算定等）

第8条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第1第2欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第3欄に定める額を限度額とする。

- 2 前項の規定により算出した額が別表第1第4欄に定める額を下回る場合は、本補助金の対象としない。

#### （交付申請）

第9条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 導入設備等の型式、規格、仕様等がわかる資料
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し（設備処分費を除く。）
- (7) （法人の場合）履歴事項全部証明書の写し（申請書を提出する日前3か月以内に発行

されたものに限る。)

(8) (個人の場合) 令和4年分の確定申告書の写し

(9) その他市長が必要と認めるもの

2 別表第3第1欄第1号に掲げる事業の場合は前項の書類に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 再エネ設備の導入等を行う箇所の配置図等

(2) 再エネ設備の導入等を行う箇所の現況写真

(3) (再生可能エネルギーによる発電設備を設置する場合) 年間発電見込み量が分かるもの

(4) (再エネ設備の導入等を行う物件が申請者以外の者による所有、又は申請者以外の者と共有するものである場合) その所有者又は共有者全員の承諾書

3 別表第3第1欄第2号に掲げる事業の場合は第1項の書類に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 設備比較証明書(様式第6号)

(2) 設備の配置図

(3) 省エネ設備への更新を行う設備の現況写真

(4) (変圧器を導入する場合) 変圧器におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)に基づくエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(以下「トップランナー基準」という。)を満たす設備(トップランナー変圧器2014)であることが分かるもの

(5) (高効率照明等のうちLED照明を導入する場合) 省エネ法に基づく照明器具におけるトップランナー基準を満たす設備(2020年度を目標とした省エネ基準達成率100%以上)であることが分かるもの

(6) (空調設備のうちルームエアコンを導入する場合) 国立研究開発法人建築研究所が公開しているルームエアコンディショナーの定格冷房エネルギー消費効率の区分の判断において区分(い)に分類される設備であることが分かるもの

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 補助事業に係る設備の型式、数量等の変更(省エネ設備への更新の場合は更新前の設備の変更を含む。)

(着手届を要しない場合)

第11条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第3号に掲げる書類は、次

に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 補助対象経費に係る経理書類等の写し
- (4) 設備の設置状況及び設備の型式、製造番号等がわかる写真
- (5) （省エネ設備への更新の場合）既存設備を廃棄等したことを証する書類
- (6) （生産設備を導入する場合）中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書の写し（発行日が令和5年4月1日以降であるものに限る）
- (7) （建物建築等に際して許認可を受けた場合）検査済証等の写し
- (8) その他市長が必要と認めるもの

（事業状況報告）

第13条 本補助金の交付を受けた者は、前条第1項による報告の日から1年を経過した日から30日以内に鳥取市再エネ・省エネ設備導入事業に係る事業状況報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 本補助金の交付を受けた者は、この要綱により補助金の交付を受けて取得した設備を、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換又は貸し付けしてはならない。

2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換又は貸し付けに供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

別表第1（第5条、第8条関係）

1 補助対象事業	2 補助率	3 限度額	4 下限額
エネルギーコストやCO2排出量の削減に資する、次の各号のいずれかに該当する事業 （1）再生可能エネルギーを活用した発電設備等の新増設 （2）既存設備から省エネ効果の高い設備への更新 （3）最適なエネルギー利用を行うためのエネルギーマネジメントシステム機器の新増設	1/2	500万円	50万円

別表第2（第6条関係）

補助対象経費

1 費目	2 摘要
（1）設備費	補助対象設備の購入に係る費用
（2）設置工事費	補助対象設備の設置に係る工事費用
（3）設備処分費	省エネ設備への更新に係る既存設備の処分費用

備考 この表に掲げる経費であっても次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- （1）過剰とみなされるもの、将来用、兼用及び予備用のもの並びに補助対象事業以外において使用することを目的としたものに係る費用
- （2）事業所の移転、新設及び拡張に要する費用
- （3）公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- （4）通信費、水道光熱費、消耗品費、保守料及び旅費
- （5）土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- （6）補助対象事業と直接関係のない工事に要する費用
- （7）自動車等車両（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において機械及び装置に区分されるものを除く。）
- （8）申請者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する費用
- （9）その他市長が別に定める費用

別表第3（第7条、第9条関係）

補助対象設備

1 事業区分	2 補助対象設備	3 備考
（1）再エネ設備の新増設	再生可能エネルギーによる発電設備	太陽光、風力、水力、バイオマス等を利用して発電する設備に限る。
	蓄電池	蓄電池は再生可能エネルギーにより発電した余剰電力を蓄えるものに限る。
（2）省エネ設備への更新	業務用給湯器	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る。
	業務用ボイラ	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る。

	冷凍冷蔵設備	
	コージェネレーションシステム	
	変圧器	トッランナー基準（トッランナー変圧器 2014）を満たす設備に限る。 ※受変電設備に含まれる区分開閉器、断路器、負荷開閉器、遮断機、キュービクル等の設備は対象外。
	高効率照明等	以下のいずれかに該当する設備。 （1）トッランナー基準を満たす設備（照明器具における 2020 年度を目標とした省エネ基準達成率 100%以上）である LED 照明 （2）経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」（以下「先進的省エネ補助事業」という。）における補助対象設備のうち、制御機能付き LED 照明器具として公表されている設備 ※更新に伴う安定器の除去やバイパス工事等が伴うものに限る。 ※既設照明が LED の場合や LED 電球への更新は対象外。 ※非常灯、誘導灯（併用型を含む）は対象外。
	空調設備	以下のいずれかに該当する設備。 （1）国立研究開発法人建築研究所が公開しているルームエアコンディショナーの定格冷房エネルギー消費効率の区分の判断において「定格冷房エネルギー消費効率の区分(い)」を満たすルームエアコン （2）先進的省エネ補助事業における補助対象設備のうち、高効率空調として公表されている設備
	生産設備	減価償却資産の種類が機械及び装置に区分される設備のうち、中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書（工業会証明書）が発行される設備に限る。 ※再生可能エネルギーによる発電設備は対象外。
(3) エネルギーマネジメントシステム機器の新增設	エネルギーマネジメントシステム	
	デマンドコントローラー	消費電力の見える化を図る機能、警報機能及び各種設備等の出力を制御する機能を有するものに限る。ただし、時間単位の事業所全体の電力量等を随時確認できる機能を有する機器に限る。